

○黒部市下水道等使用料の減免に関する要綱

平成23年12月13日

黒部市告示第80号

改正 平成25年2月7日告示第4号

平成26年3月31日告示第18号

平成29年3月31日告示第44号

(趣旨)

第1条 この要綱は、黒部市下水道条例(平成18年黒部市条例第163号)第16条及び黒部市下水道条例施行規則(平成18年黒部市規則第115号)第20条第1項並びに黒部市農業集落排水処理施設条例(平成18年黒部市条例第124号)第11条及び黒部市農業集落排水処理施設条例施行規則(平成18年黒部市規則第88号)第13条第1項に基づく使用料の減免について、必要な事項を定めるものとする。

(平25告示4・平26告示18・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 給水の目的で配水管より分岐した給水管及びこれに附属する給水用具をもって構成する設備をいう。
- (2) 控除メータ 水道水等が公共汚水枡へ流入しない場合において、その流入しない水量を計量する装置をいう。
- (3) 基本水量 黒部市水道給水条例(平成18年黒部市条例第189号)第28条又は黒部市簡易水道給水条例(平成18年黒部市条例第191号)第22条に定める基本料金の算定を行う水量の上限をいう。

(適用範囲)

第3条 水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「使用者等」という。)がメータ以降の給水装置を善良なる管理において使用しているにもかかわらず、次の各号による事由があったときに限り、減免の対象とする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により生活扶助を受けている者
- (2) 天災その他の災害を受け、支払能力がないと認められた者
- (3) その給水装置が不可抗力により破損し、発見及び確認が困難な箇所で漏水があり、その漏水した水道水等が公共汚水枡へ流入していることが認められないとき。

(4) 消雪又は花木等への散水により、その使用された水道水等が公共污水枡へ流入していることが認められないとき。

(平26告示18・一部改正)

(減免の申請)

第4条 使用料の減免を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、黒部市下水道条例施行規則第20条第3項に規定する下水道使用料等減免(徴収猶予)申請書又は黒部市農業集落排水処理施設条例施行規則第13条第2項に規定する農業集落排水処理施設使用料減免申請書(以下「減免申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前条第2号に規定する場合に該当する申請者は、減免申請書に罹災したことを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 前条第3号に規定する場合に該当する申請者は、減免申請書に給水装置等の漏水箇所を修繕したことを証する書類又は漏水により排水設備への流入がなかったことを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(平26告示18・全改)

(減免等の適用除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免しない。

(1) 使用者等が故意又は過失により給水装置を損傷したとき。

(2) 使用者等が漏水を知りながら修繕を延期し、又は放置したとき。

(3) 工事に起因した事故により漏水したとき。

(4) 使用者等が露出配管等で凍結防止等の措置を怠ったとき。

(5) 黒部市指定給水装置工事業者規程(平成29年黒部市企業管理規程第10号)に反すると認められる漏水であるとき。

(6) 前条第2号による事由に該当する場合において、速やかに控除メータを設置することが確約できないとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(平29告示44・一部改正)

(減免額の算定方法)

第6条 第3条における使用料等の減免額は、次の各号に掲げる申請書の区分に応じ、それぞれ該当各号に定める額とする。

(1) 第3条第1号に掲げる者 全額

- (2) 第3条第2号に掲げる者 災害日の属する使用月の使用料調定額
- (3) 第3条第3号に掲げる者 検針により算定された使用料から認定使用水量により算出した使用料を差引いた金額
- (4) 第3条第4号に掲げる者 控除メータの検針により算定された金額  
(平26告示18・全改)

(減免の期間)

第7条 減免の対象となる期間は、適用となる事由を発見し、又は漏水箇所を修理した日の属する検針期間分とする。ただし、発見又は漏水箇所の修理が遅延し、その理由がやむを得ないと認められる場合に限り、6箇月分まで対象とすることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成25年2月7日告示第4号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成26年3月31日告示第18号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成29年3月31日告示第44号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。